

審 査 の 対 象 及 び 手 続

1 審査の対象

平成 24 年度の一般会計及び特別会計（14 会計）

2 審査の手続

一般会計及び特別会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書について審査した。

なお、大阪府財政運営基本条例（以下「条例」という。）第 25 条第 3 項に基づき、大阪府財務諸表作成基準によって作成された財務諸表を審査に当たり参考とした。

審査は、以下の手続によって実施した。

- (1) 決算計数の正確性を確認するため、財務会計システムによって作成された歳入額及び歳出額と歳入歳出決算書の照合を実施した。また、必要に応じ関係部局から説明を求めた。
- (2) 現金残高の实在性、収入額及び支出額の正確性を確認するため、例月現金出納検査時に現金残高、収入額及び支出額と指定金融機関の残高証明書との照合を実施した。
- (3) 予算執行手続、収入及び支出に係る事務並びに財産の取得、管理及び処分に関する手続が、関係法令に照らして適正に処理されているかについては、本庁定期監査において確認した。

審 査 の 結 果

平成 24 年度の一般会計及び特別会計の決算について、上述の手続を実施した限りにおいて、決算計数は正確であり、現金残高、収入額及び支出額は指定金融機関の証明書と一致しているものと認めた。

また、予算執行手続、収入及び支出に係る事務並びに財産の取得、管理及び処分に関する手続は、本庁定期監査によって検出された事項を除き、関係法令に照らして、おおむね適正に処理されているものと認めた。

なお、本庁定期監査によって検出された事項については、「定期監査の結果」として本年 9 月 24 日に報告したとおりである。

意見

地方自治法（以下「法」という。）第 233 条第 2 項の規定に基づく審査の結果に添えて、ここに意見を記載する。

意見とは、本庁定期監査の実施及び決算審査の過程において発見された事項や課題を勘案し、大阪府の組織及び運営の合理化に資する事項等について、監査委員が必要と認めて記載したものである。

府は、平成 23 年 9 月定例会において条例を採決・可決し、平成 24 年 2 月 10 日に施行した。その制定の目的は「府が社会経済情勢の変化や府域の実情に応じた必要な施策を自主的かつ総合的に実施するため、府の財政運営に関し、基本となる事項を定めることにより、健全で規律ある財政運営の確保を図り、もって府民の福祉の維持向上に資すること」（条例第 1 条）にある。

また、条例第 2 条には「基本理念」として以下を定めている。

(1) 規律の確保

府の財政運営は、将来の世代に負担を先送りしないことを基本として、府民の受益と負担との均衡を図り、財政リスク（府の財政運営に著しい影響を及ぼす危険又はその危険を有する事象をいう。）を管理するとともに、府と国、他の地方公共団体その他の公共的団体又は民間事業者とが分担すべき役割を明確にすることにより、規律を持って行われなければならない。

(2) 計画性の確保

府の財政運営は、中長期的な見通しを持つとともに、予見し難い情勢の変化の際に府民生活の安定を確保することができるよう、計画的に行われなければならない。

(3) 透明性の確保

府の財政運営は、府民の府政への関心及び理解を深め、その信頼を向上させることを基本として、透明性を確保して行われなければならない。

上記基本理念「透明性の確保」を図るべく、府では府民への財務情報の更なる開示と効率的な行財政運営の推進を目指し、平成 23 年度から複式簿記・発生主義・日々仕訳方式による新公会計制度を導入している。

このような府の財政運営上の基本的な考え方が明確に示された平成 24 年度における決算審査を総括し、以下に意見を添える。

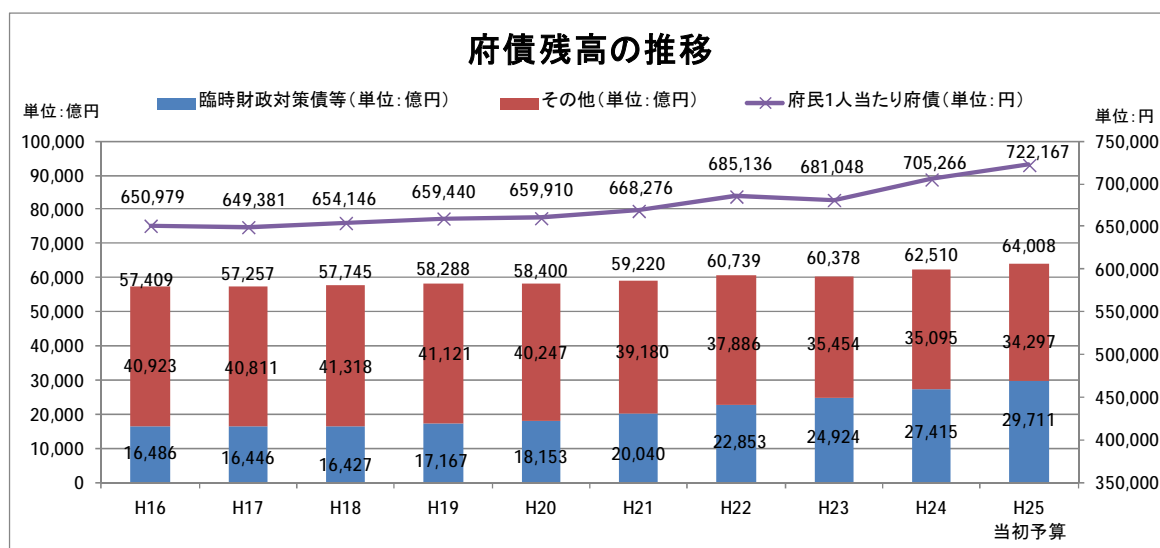
なお、決算審査の参考とした財務諸表については、別途「新公会計制度による財務諸表に関する監査委員の報告書」を作成している。

1 財政収支の状況について

平成 24 年度の一般会計及び特別会計の実質収支の合計は 223 億円となった（前年度 203 億円）。前年度に引き続き黒字となり、対前年比 20 億円の増加となった。また、地方公営企業会計に係る収支を除いた普通会計ベースでの実質収支は 140 億円であり、前年度に引き続き赤字を回避している。

一方で、平成 16 年度から平成 25 年度までの一般会計及び特別会計に関する府債残高は以下のとおり増加基調にあり、平成 24 年度末の同残高は 6 兆 2,510 億円にのぼっている。また、府民 1 人当たり府債残高も同様に増加基調にあり、平成 24 年度末の府債残高でみると 705,266 円となっている。

このように、府債残高は増加を続けており、将来の償還財源の確保を考えた場合、財政状態は非常に厳しいといえる。



「財政のあらまし」（平成 25 年 6 月）、「大阪府の人口推計」（平成 24 年 10 月現在）より作成

※臨時財政対策債等：臨時財政対策債、減税補填債、臨時税収補填債、減収補填債

※平成 16 年度から平成 24 年度は決算ベース

※平成 25 年度の人口は公表されていないため、簡便的に平成 24 年度の数字を用いて府民 1 人当たり府債を計算した。

府は「収入の範囲内で予算を組み、将来にわたって実質公債費比率を早期健全化基準(25%)以上にしない」(「今後の財政収支の見通し〔粗い試算〕」(以下「粗い試算」という。))ため、「粗い試算」(平成22年8月版)において試算された要対応額600億円/年(平成23~25年度の3年間)に対応すべく、「大阪府財政構造改革プラン(案)」において改革の取組を定めている。

その後、毎年2月に「大阪府財政構造改革プラン(案)改革工程表」として、3年間の計画期間中の取組を作成・公表している。

(単位：億円)

		平成23年度	平成24年度	平成25年度
目標額	歳入歳出の取組み	330	330	330
	構造改革	125	175	185
	歳出改革	75	110	110
	歳入確保	50	65	75
	予算編成における取組みなど	205	155	145
	人件費	270	270	270
計		600	600	600

(出典)「大阪府財政構造改革プラン(案)」(平成22年10月)

(単位：億円)

		平成23年度 (最終予算)	平成24年度 (最終予算)	平成25年度 (当初予算)
効果額	歳入歳出の取組み	365	389	374
	構造改革	160	234	229
	歳出改革	94	121	126
	歳入確保	66	113	103
	予算編成における取組みなど	205	155	145
	人件費	270	270	270
計		635	659	644

(出典)「大阪府財政構造改革プラン(案)改革工程表」(平成25年度版)

上表のように、平成23年度から平成25年度の要対応額600億円/年について、平成

23年度は635億円、平成24年度は659億円、平成25年度は644億円と目標を超える効果額となっている。

しかしながら、「大阪府財政構造改革プラン（案）改革工程表」（平成25年度版）における「予算編成における取組みなど」の項目は、要対応額600億円から、構造改革、人件費削減による改革効果見込額を差し引いた金額として算出されており、当該金額に個別積算の根拠がない。このため、「予算編成における取組みなど」の効果額も、個別に把握することができず、府民に対する適切な情報開示の点からも不適切と考えられる。この点、本年度上半期の本庁定期監査の結果（報告）において、「今後の財政状況の課題に対処するためには、一層の収支改善を図るよう財政構造改革プランの改訂が必要である。プランにおける目標設定及び効果検証に当たっては、過去の経験を次の改革に活かせるよう内容が精査できるものとし、かつ府民に対して適切な説明を行うことができるものとなるよう、その手法について検討されたい。」との監査委員意見を付していることに十分留意されたい。

以下において、ストック面及びフロー面の財政上の課題を整理した。

(1) ストック面からみる財政上の課題

平成25年2月の「粗い試算」においては、以下のように3つの課題が掲げられている。その進捗状況について以下のとおり分析を行う。

○課題整理

【課題1】 財政調整基金積立目標額1,450億円（平成33年度末）

【課題2】 減債基金の積立不足額2,780億円の復元（平成49年度まで）

・ 財政運営基本条例に沿って、平成49年度末までに減債基金の積立不足額を解消する必要がある。

【課題3】 臨時財政対策債等の償還財源の確保

・ 平成37年度以降、国が成長率を示していないことから、府税及び交付税の推計を横置きとしている。

・ このため、府債の元利償還に係る基準財政需要額への算入額の減少が織り込まれておらず、臨時財政対策債等の償還財源の確保が課題である。

（出典）「財政状況に関する中長期試算〔粗い試算〕」（平成25年2月版）

ア 財政調整基金積立目標額 1,450 億円（平成 33 年度末）

（単位：億円）

積立残高			目標額
平成 22 年度末	平成 23 年度末	平成 24 年度末	平成 33 年度末
703	1,403	1,443	1,450

「財産に関する調書（平成 24 年度、平成 23 年度）」より作成

財政調整基金については、平成 33 年度末までに 1,450 億円を積み立てる目標であり、平成 22 年度末は 703 億円、平成 23 年度末は 1,403 億円、平成 24 年度末は 1,443 億円と目標額に近づいている。

イ 減債基金の積立不足額 2,780 億円の復元（平成 49 年度まで）

（単位：億円）

	平成 24 年 2 月版	平成 24 年 7 月版	平成 25 年 2 月版
減債基金の積立不足額	4,253	4,253	3,940
臨時財政対策債等	1,451	1,451	1,344
その他	2,802	2,802	2,596
当初予算に含まれる積立額	△260	△260	△320
決算剰余金による積立額	—	△53	—
要対応額に含まれる積立額	△2,280	△1,270	△840
(差引計) 積立不足額の必要復元額	1,713	2,670	2,780

「財政状況に関する中長期試算〔粗い試算〕」（平成 24 年 2 月版、平成 24 年 7 月版、平成 25 年 2 月版）より作成

減債基金に関する積立不足額の必要復元額とは、実質公債費比率を早期健全化基準（25%）にしないための要対応額等を積み立てた上で、更に将来負担として残る額である。具体的には、「粗い試算」策定時の減債基金の積立不足額から、当初予算に含まれる積立額、決算剰余金による積立額及び「粗い試算」の要対応額に含まれる積立額を控除したものである。

積立不足額の必要復元額は、「粗い試算」の要対応額に含まれる積立額が年々減少していることにより、平成 24 年 2 月の 1,713 億円から平成 25 年 2 月では 2,780 億円に増加している。

ウ 臨時財政対策債等の償還のための自主財源の確保

臨時財政対策債等の償還のために確保すべき自主財源の額は、以下のとおりである。

(単位：億円)

	平成 23 年度末	平成 24 年度末
臨時財政対策債等の償還財源を自ら確保すべき額		
基準財政需要額算入対象外の金額	2,085	2,042
府の償還ルールと国の算入ルールの違いによる差	2,547	2,912
臨時財政対策債等に関する減債基金の積立不足額	1,451	1,344
合計	6,083	6,298

(参考) 臨時財政対策債等以外の減債基金の積立不足額: 平成 23 年度末 2,802 億円、
平成 24 年度末 2,596 億円

「府債の状況 (平成 24 年度決算全会計ベース)」より作成

臨時財政対策債等は、税や交付税の代替として発行した府債 (臨時財政対策債、減税補填債、臨時税収補填債、減収補填債) の合計であり、その元利償還金の主なものについては、後年度の普通交付税の基準財政需要額に全額算入される。

しかしながら、減収補填債の発行額の一部など基準財政需要額の算入対象外となっている額については、償還のための自主財源を確保する必要があり、その額は平成 24 年度末では 2,042 億円となっている。

また、国の基準財政需要額算入ルールと府の償還 (積立) ルールには乖離があり、おおむね国の算入時期の方が府の減債基金への積立時期に比べ早くなっている。そのため、既に交付税措置された額について、府債を償還する財源として減債基金に積み立てずに他の目的で支出した場合には、償還のための自主財源を確保する必要があり、その額は平成 24 年度末では 2,912 億円となっている。

さらに、臨時財政対策債等の府の償還 (積立) ルールに基づく減債基金の積立額は、取崩しにより積立不足となっている額について、償還のための自主財源を確保

する必要があり、その額は平成 24 年度末では 1,344 億円となっている。

以上のように、臨時財政対策債等の償還のために確保すべき自主財源の額は、平成 24 年度末で 6,298 億円と非常に多額にのぼる。

加えて、臨時財政対策債等以外の積立不足額は平成 24 年度末で 2,596 億円(上記 1 (1)イの表中「その他」欄を参照)であり、この額を加えると、府が確保すべき自主財源の額は平成 24 年度末で 8,894 億円と更に多額にのぼる。

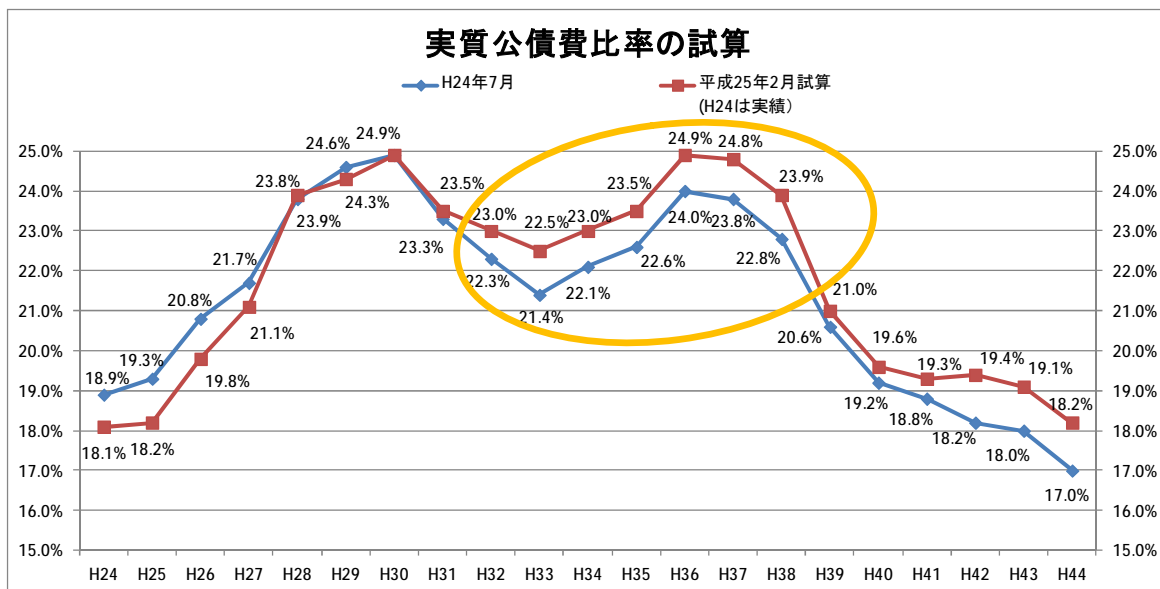
(2) フロー面からみる財政上の課題

実質公債費比率の推移は以下のとおりである。平成 23 年度から平成 24 年度にかけて 0.3 ポイント改善しているものの、地方財政法上、公債費負担適正化計画の自主的策定が要請され、起債も許可制とされる 18%を超える水準が続いている。

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
実質公債費比率の実績	17.2%	17.6%	18.4%	18.1%

大阪府 HP「主要財政指標の推移」より作成

また、実質公債費比率の将来試算について、平成 24 年 7 月の「粗い試算」と平成 25 年 2 月の「粗い試算」を比較すると、以下のとおりである。



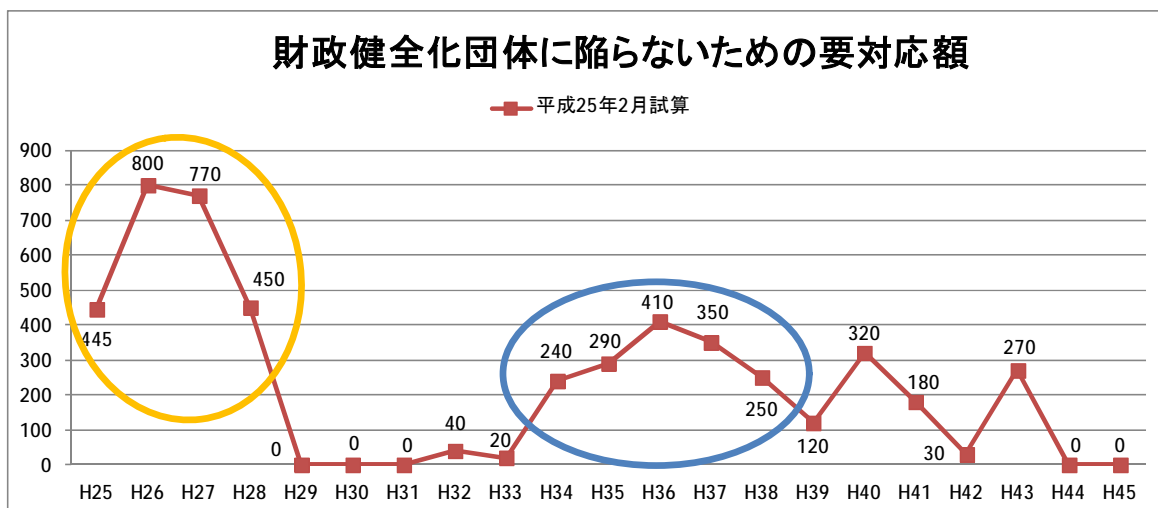
「財政状況に関する中長期試算〔粗い試算〕(平成 24 年 7 月、平成 25 年 2 月)より作成

平成 25 年 2 月の試算では、平成 24 年度から平成 27 年度にかけての実質公債費比率は改善しているが、平成 32 年度以降は悪化しており、特に平成 36 年度は 24.9%、平成 37 年度は 24.8%と財政健全化基準 25%に接近している。

(注) 実質公債費比率とは、財政健全化法に基づく指標で、標準的な財政規模に対する実質的な公債費相当額の占める割合の過去 3 年間の平均のこと。当該比率が 25%以上になると「財政健全化団体」に、35%以上になると「財政再生団体」になる。なお、地方財政法上、当該比率が 18%以上となると起債は許可制となり、公債費負担適正化計画の自主的策定が要請される（この計画を前提に起債許可。25%、35%以上の自治体には起債制限がある。）

他方、以下は平成 25 年 2 月の「粗い試算」における財政健全化団体に陥らないために必要とされる対応額の試算である。

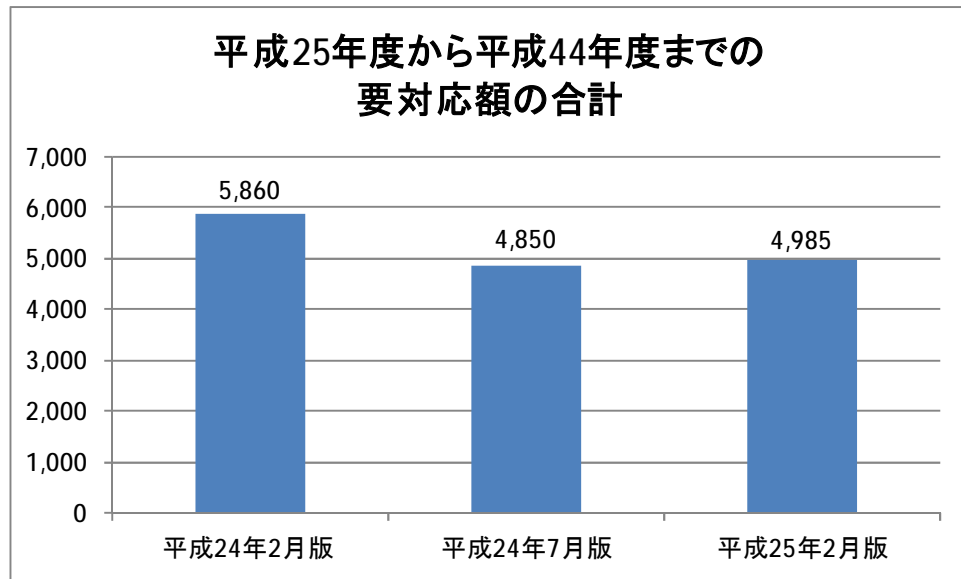
(単位：億円)



「財政状況に関する中長期試算〔粗い試算〕」（平成 25 年 2 月）より作成

平成 25 年度から平成 28 年度の 4 年間で合計 2,465 億円必要である。その後、平成 34 年度から平成 38 年度の 5 年間で合計 1,540 億円が必要とされている。平成 25 年度から平成 45 年度までに必要な対応額の合計は 4,985 億円と多額にのぼっている。

(単位：億円)



以上のように、府は将来に大きな財政上の課題を抱えていると考えられるため、逼迫した財政の状況を的確に捉え、引き続き財政の健全化に取り組まれない。

2 将来リスクについて

(1) 財団法人大阪府産業基盤整備協会の解散について

府の出資法人であった財団法人大阪府産業基盤整備協会（出捐率 100%）については、府より毎年度当初に借入れを行い、年度末に全額返済するという単年度借入れを継続することによって事業を実施してきた。

しかし、この単年度貸付けを解消するという方針が平成 23 年 8 月に大阪府戦略本部会議により決定されたことを受けて、府からの借入金を法人所有の資産により代物返済を行い、その上で平成 24 年度末をもって当該法人は解散した。

その際の「府貸付金の回収と債権放棄」については以下のとおりである。

(単位：億円)

内容	金額	内訳
府貸付金(協会の要返済額)	130.75	元金 130.1、利息 0.65
協会からの返還額	116.28	自己資金（貸貸事業等収益）5.5 貸貸事業用土地(21.6ヘクタール)110.78(※) ※大阪府財産評価審査会の答申による
差引【債権放棄額】	△14.47	

本件について、今後、府において留意すべき点は次のとおりである。

同法人の解散に伴い、第三セクター等改革推進債を 110 億 7,800 万円発行した。

代物弁済の対象となる賃貸事業用土地は借入金の担保として設定されている産業団地（テクノステージ和泉及び津田サイエンスヒルズ）であり、実態として地方債の発行によって新たな財産を取得したことに等しいものである。

法人解散後は産業団地の運営を府が承継し、賃貸借契約が満了する平成 37 年まで事業を継続し、その後は時価で売却する予定である。

よって、府においては産業団地入居者への対応や賃料の収入事務、それに付随する債権管理などリスクを伴うものであるから、それらに対応するとともに、当該資産の時価の変動による府の財政負担に留意し、賃貸借契約満了時における売却に向けた具体的な対応について検討が必要である。

（注）法人は年度末に金融機関から借入れを行い、大阪府からの貸付けをいったん全額返済するものの、翌期首には再度大阪府が法人へ貸付けを行い、金融機関へ返済するといったように、毎年度反復・継続的に貸付けと償還を繰り返していたもの。大阪府の貸付けは実質的には長期化していたと考えられる。

(2) まちづくり促進事業会計について

まちづくり促進事業会計は、平成 15 年に設置された会計であり、地域整備事業会計において造成した土地を買い取り、定期借地事業を行っている。同会計では、土地の購入に際し、起債（1,140 億円）しており、定期借地契約期間（20 年）終了時である平成 35 年以降の土地売却収入を充当する予定である。

現状、土地 1,140 億円（取得価額）の評価額（注）は 719 億円であり、421 億円の含み損が発生している。定期借地契約が終了する時点における土地の時価の状況によっては、大阪府の財政負担が発生する可能性があるため、時価の動向には留意されたい。

平成 24 年度末有形固定資産（土地）明細

まちづくり促進事業会計企業債発行分

(単位：百万円)

資産の種類	帳簿価額	【参考】評価額（注）
二色の浜	13,206	7,831
りんくうタウン	97,407	62,179
阪南スカイタウン	3,459	1,935
計	114,072	71,946

(注) 評価額は、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の例により平成 24 年 1 月 1 日現在の相続税路線価等を基準に算出した場合の評価額

(3) 地域整備事業会計の廃止について

地域整備事業会計（公営企業会計）は、平成 23 年度末に廃止され、平成 24 年 4 月 1 日をもって一般会計へ引き継がれている。この際、同会計の起債残高 471 億円の償還原資として同額の減債基金を積み立てるため、一般会計から 305 億円を充当したが、その財源の一部として地域整備事業会計の未処分地の時価相当額である 233 億円の第三セクター等改革推進債を発行した。土地については、一般会計への引継ぎ時に、いったん時価評価されているが、今後の時価の低下や売却の状況に留意されたい。なお、第三セクター債は、20 年後の償還に向け毎年 5%（1/20）ずつ減債基金に償還原資を積み立てていく予定となっている。

(4) 大阪府道路公社について

平成 24 年度末現在、府は大阪府道路公社に対して 911 億円を出資しており、同公社の借入金（金融機関借入金 364 億円、政府借入金 428 億円）に対する債務保証を行っている。

同公社の収支見通しによれば、有料道路の通行料金徴収期間満了時の財源不足は 969 億円と試算されており、料金徴収期間の延長や更なる経費の削減等の措置を講じた場合でも 636 億円の財源不足となる見込みであり、出資金の回収不能額が 543 億円、また、借入金に対する保証履行として 93 億円の府の追加負担の発生が予想される。

同公社の経営状況については今後も注視し、府の財政負担への影響について府民への適時適切な説明が必要である。

以上